

自治会長になられた皆さまへ  
周南市自治会ガイドブック ②  
【補助制度活用編】

— 2025 年度版 —



周南市自治会連合会

周南市

各種補助制度について

1 補助金制度について

(1) 防犯灯設置費補助金	1
(2) 自治会集会所等建設事業費補助金	4
(3) ごみ収集場所整備費補助金	7

2 保険制度について

様々な保険制度の概要	9
(1) 市民総合賠償補償保険	11
(2) 市民活動保険	13
(3) ボランティア活動保険	15

3 その他の支援制度について

(1) 道路反射鏡(カーブミラー)の原材料支給	17
(2) 法定外公共物(道路・水路)への原材料支給	19
(3) 法定外公共物維持工事補助金	20
(4) 地区道路への原材料支給	21
(5) 私道補修工事補助金	22
(6) 公園・街路樹に関すること	23
(7) 市民活動支援センターレンタル備品の貸出	25
(8) コミュニティレンタル備品の貸出	26
(9) 「しゅうなん通報アプリ」の利用について	28
(10) しゅうなん出前トーク	29

4 その他(市からの協力依頼、市への届出、問い合わせ等)

(1) 市広報等の配布	30
(2) 広報等配布報償金	31
(3) 資源物回収報奨金	32
(4) クリーンリーダーについて	34
(5) 自治会活動に伴う「ごみ」の取扱いについて	35
(6) 「被災証明願※」に係る確認のお願い	36
(7) 関係所管課連絡先	37
(8) その他連絡先	38



## 補助制度を活用しよう！



防犯灯について

→ P 1 へ

自治会集会所  
(自治会館) について

→ P 4 へ

ごみステーション

について

→ P 7 へ

保険制度について

→ P 9 へ

道路や水路について

→ P 1 7 へ

公園・街路樹

について

→ P 2 3 へ

備品レンタル

について

→ P 2 5 へ

広報等の配布

について

→ P 3 0 へ



## 各種補助制度について

市では、自治会の活動をサポートするために、活動資金の補助など、様々な補助制度を設けています。

安全で安心な住みよい地域づくりに向けて、各種補助制度をご活用ください。

なお、補助金を受け取る際は、適正な執行を図るため口座振込のご利用をお願いします。

### (1) 防犯灯設置費補助金

安心で安全な地域づくりを推進するため、自治会等が設置管理する防犯灯の新設、更新、修繕、移設、撤去、専用柱の設置及び撤去に要する経費の一部を補助します。

※予算に限りがあり年度途中で補助を締め切る場合がありますので、事前に事務窓口にご確認ください。

※1団体当たりの申請数に制限（6件/年度）があります。

#### 【補助要件】

以下の全ての要件を備える必要があります。

- ・防犯灯は、地域の実情に即し、防犯上の必要により道路等に設置すること
- ・防犯灯は、既存の電柱又はこれに類するものに取り付けること  
(ただし、既存の電柱が無い場合は、専用柱を設けることができる)
- ・設置後の維持管理（電気料の支払いや機器の管理など）は、すべて設置者において行うこと

#### 【補助金額】

区分			補助金の額（1灯又は1本につき）	
			交付額	限度額
防犯灯設置費補助金	新設	防犯灯（LED）	設置費用の4/5 (100円未満切捨て)	20,000円
		防犯灯（LED）専用柱		20,000円
	更新	防犯灯（LED）		20,000円
	修繕	防犯灯（LED）		6,000円
	移設	防犯灯（LED）		17,000円
	撤去	防犯灯		撤去費用の4/5 (100円未満切捨て)
防犯灯専用柱		20,000円		

- ※新設には、既設の防犯灯（蛍光灯等）から防犯灯（LED）への更新を含みます。
- ※防犯灯専用柱の新設は、防犯灯（LED）を同時に新設する cases に限ります。
- ※修繕には、電球の交換は含みません。
- ※防犯灯専用柱の撤去は、防犯灯を同時に撤去する cases に限ります。
- ※大津島地区の限度額は、上記限度額に 5,000 円を加算した額になります。

### 【補助対象者】

- ・自治会、複数の自治会により組織された団体等

### 【補助申請の流れ】

#### ① 補助金交付申請書等の提出

補助要件等を確認のうえ、申請書等を提出してください。（必要書類は次のとおり）

- ・補助金交付申請書
- ・防犯灯位置図（申請箇所に赤印を記入したもの）
- ・施工業者の見積書（原本で内訳が分かるもの）

※補助金を決定する際、一灯毎の工事費用を見積書で把握する必要があります。そのため一度に複数の防犯灯の補助を申請される場合、必ず一灯毎の工事費用が確認できる見積書を提出してください。

- ・土地所有者の承諾書の写し（私有地に専用柱を新設する場合のみ）
- ・道路占用許可書の写し（市道等に専用柱を新設する場合のみ）

⇒ 市担当課又は防犯協議会が内容を確認し、補助金決定通知書を送付します。

#### ② 工事の発注

補助金決定通知書が届いた後に、工事を発注してください。

#### ③ 補助金実績報告書等の提出

施工完了後、すみやかに補助金実績報告書等を提出してください。

▶ 必要書類は次のとおり

- ・補助金実績報告書
- ・領収書（施工業者からの領収書）※写し可。振込依頼書の写しは不可。
- ・施工後の写真（全体写真と拡大写真の両方があること）
  - ※全体写真（地面が見えること）
  - ※拡大写真（照明部等の器具がはっきり確認できること）
  - ※撤去や移設の場合は、工事前後の写真を添付すること

⇒ 市担当課又は防犯協議会が内容を確認し、補助金確定通知書を送付します。

#### ④ 補助金交付請求書の提出

補助金確定通知書が届いた後に、補助金交付請求書を提出してください。

⇒ 市担当課又は防犯協議会が内容を確認し、補助金をお支払います。

※防犯協議会での手続き(夜市・戸田・湯野地区を除く徳山地域)は、上記と異なる場合がありますので、事前に防犯協議会(電話 0834-21-1450)にご確認ください。

### 【防犯灯設置費特別補助金について】

学校長が認定した小中学生の通学路を対象とした「防犯灯設置費特別補助金」を設けています。

この特別補助金は、設置場所が自治会の境に位置し、異なる自治会の人家と人家の通学路上の距離がおおむね100メートル以上である必要があります。

詳しくは、生活安全課にお問い合わせください。

### 【手続窓口・問い合わせ先】

地域等	窓口・問い合わせ先	電話番号
徳山地域（夜市・戸田・湯野地区を除く）	周南防犯協議会(周南警察署内)	☎(0834)21-1450
徳山地域 (夜市・戸田・湯野地区)	新南陽総合支所地域政策課	☎(0834)61-4215
新南陽地域	新南陽総合支所地域政策課	☎(0834)61-4215
熊毛地域	熊毛総合支所地域政策課	☎(0833)92-0008
鹿野地域	鹿野総合支所地域政策課	☎(0834)68-2331
特別補助金	生活安全課(本庁2階)	☎(0834)22-8240



◀ホームページ(申請・届出書)はこちら

周南市 防犯灯 補助金 



## (2) 自治会集会所等建設事業費補助金

自治会が行う集会所等建設事業（集会所・倉庫・掲示板の設置及び補修、用地整備、備品の設置及び補修、用地の購入）に対して、経費の一部を補助するものです。

ただし、申請及び集会所等建設事業は、市の予算が計上された翌年度の4月以降に実施することになりますので、当年度の9月末までに建設等の予定計画書・見積書・図面・現況写真を市へ届け出てください。

### 【補助条件】

- ・補助金の交付後10年間（補修事業は5年間）は、同一の補助事業の区分について、天災等により市長が特に必要と認めた場合を除いて、重ねて補助は受けられません。ただし、掲示板の設置及び補修を除きます。
- ・補助金として算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額により交付します。

### 【補助基準】

補助事業の区分	補助対象事業費	補助率	補助額
自治会集会所の新築又は増改築	900万円以内	3分の2以内	600万円以内
自治会集会所に係る用地の購入	750万円以内		500万円以内
自治会集会所の補修	300万円以内	2分の1以内	150万円以内
自治会集会所に係る用地の整備及び補修	100万円以内		50万円以内
自治会集会所に附属する備品の設置及び補修	60万円以内		30万円以内
倉庫の設置及び補修	60万円以内		30万円以内
掲示板の設置及び補修	7万円以内		3万5千円以内

### 【手順手順】

- ① 当年度の9月末までに建設等の「予定計画書」・見積書※1・図面・現況写真を市へ届出  
※1 補助金額が50万円を超える場合は原則2社以上
- ② 翌年度に「交付申請書」、「事業計画書」、見積書※2、位置図、現況写真を市へ提出  
※2 見積金額が5万円以上の場合は原則2社以上
- ③ 市から「交付決定通知書」を自治会長へ通知（※ 通知後に工事を開始）
- ④ 施工後に自治会長が「事業実績報告書」、「事業実績書」、完成写真、請求書・領収書(写し可)を市へ提出
- ⑤ 市から「確定通知書」を自治会長へ通知
- ⑥ 自治会長が「交付請求書」を市へ提出
- ⑦ 市から自治会へ補助金交付



◀ホームページ  
(申請・届出書)はこちら

周南市 集会所 補助 🔍

**【注意事項】**

※ 以下の見積書事例を参考に品質・寸法や単価の詳細まで分かる見積書を提出してください。(様式は自由)

**【見積書事例】**

## 御 見 積 書

年 月 日

下記のとおり御見積もり申し上げます。

〇〇〇自治会 様

工事名称： 〇〇自治会館 トイレ増改築工事

工事場所： \_\_\_\_\_

合計金額： \_\_\_\_\_

〇〇〇〇工務店  
 代表取締役 〇〇 〇〇  
 周南市〇〇〇〇〇〇〇〇番地  
 TEL (〇〇〇〇)〇〇-〇〇〇〇  
 FAX (〇〇〇〇)〇〇-〇〇〇〇

No.	項 目	品質・寸法	数量	単位	単価	金額	備 考
1	給排水衛生器具工事	別紙内訳明細書のとおり		式			
2	大工工事	別紙内訳明細書のとおり		式			
3	クロス工事	別紙内訳明細書のとおり		式			
4	電気工事	別紙内訳明細書のとおり		式			
	計						
	消費税						
	合計						

## 内 訳 明 細 書

No.	項 目	品質・寸法	数量	単位	単価	金額	備 考
1	給排水衛生器具工事						
	[給水]						
	ポリブデン管・継手	φ13		m			
	[排水]						
	VU管・継手	φ75、φ40		m			
	[衛生器具]						
	洋風便器	INAX BC-110STU DT-C180C(手洗付) TIF 1890ES		組			
	暖房便座	CF-18AS		組			
	棚付2連紙巻器	CF-AG3		個			
	タオルリング	KF-10		個			
	手すり(L型)	NKF-340(600)/X90		個			
	手洗器	L 15G		個			
	立水栓	LF-1		個			
	止水栓(床給水)	LF-3S		個			
	床排水金具	LF-10SA		個			
	バックハンカ...取付ビス	SP-5E・KF-30DN		組			
	防臭ゴム	9473A(40×25)		個			
	[労務費]						
	既設和便器・手洗器撤去			式			
	給排水管敷設・衛生器具撤去			式			
	[既設器具処分費]			式			
	[諸経費]						
	消耗雑材・運搬費共			式			
	計						



## 内 訳 明 細 書

No.	項 目	品 質 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2	大工工事						
	[材料費]						
	見切り	アルミ製ブロンズ色		本			
	平垂木	36×45×3m		本			
	根太	45×45×2m		本			
	木取	45×90×2m		本			
	野地板	2坪梱包		式			
	構造用ラワンベニヤ	121×3×6		枚			
	石膏ボード	91×3×6		枚			
	建具木枠	25×90×2.5m・1m		式			
	金物・ビス			式			
	[労務費]						
	既設トイレ床解体・建具、間仕切撤去						}
	既存壁、床軸組・ベニヤ貼り						
	増築部壁作成・建具吊込						
	[廃材処分費]						式
	[諸経費]						式
	消耗雑材・運搬費共						
	計						
3	クロス工事						
	[材工]						
	CFシート仕上げ			m			
	壁・天井クロス仕上げ			m			
	ソフト山木			m			
	[諸経費]						
	消耗雑材・運搬費共						式
4	電気工事						
	[材工]ケーブル・アース付コンセント取付						式
	[諸経費]消耗雑材・運搬費共						式
	計						

### 【手続窓口・問合せ先】

徳山地域	本庁舎 2 階	地域づくり推進課	☎(0834)22-8412
新南陽地域	新南陽総合支所	地域政策課	☎(0834)61-4215
熊毛地域	熊毛総合支所	地域政策課	☎(0833)92-0008
鹿野地域	鹿野総合支所	地域政策課	☎(0834)68-2331

※ 各支所においても手続きできます。

### (3) ごみ収集場所整備費補助金

収集場所付近の  
環境美化のため

**家庭ごみ収集場所の整備費を一部補助します**

市内業者による施設整備・既製品購入が補助対象になります。  
整備される場合は、ご注意ください。

#### 【整備方法（例）】

- ① 収集場所に収納ボックスやネットを設置
- ② 収集場所に固定施設を設置  
(ブロックによる囲い、金網小屋建設など)



#### 【補助内容】

○ 補助金の額は、収集場所1ヶ所につき60,000円を上限とする。

\*既製品(収納ボックスやネット)の購入

1個につき購入費の2分の1以内(上限額は1個あたり30,000円)

\*既製品の購入以外の整備

収集場所1ヶ所につき整備に要した費用の2分の1以内

**ご注意ください！ 以下の場合補助対象になりません。**

- ・市外業者による施設整備・市外業者からの既製品購入
- ・整備することで歩行者、車両等の通行の妨げになる
- ・整備することで収集が困難になる
- ・住宅団地等の建設及び造成時に収集場所の整備をしようとする
- ・集合住宅等で家主や管理会社が整備する  
(居住者が整備する場合は補助対象です)

**※必ず、購入された年度内に申請してください。**

**※領収書は、申請団体名で！**

- ・領収書は、必ず申請団体名で発行してもらってください。
- ・個人名義の電子決済払い(クレジットカード払い等)をした場合、申請団体名の領収書が発行されないことがありますので、ご注意ください。

## 【申請方法】

### 1) 市へ確認

予算の範囲内で補助を行っていますので、補助が可能かどうか事前に市へご確認ください。また、増設や新規でボックスを設置される場合、現場確認が必要になりますので、事前に市にご連絡ください。

(現地確認連絡先：リサイクル推進課収集担当 0834-61-0310)

### 2) 整備を開始する

販売店へ収納ボックスを発注するなど、整備を開始してください。

### 3) 整備完了後、市へ申請書類を提出

【提出書類】

- ① 周南市ごみ収集場所整備費補助金交付申請書
- ② 販売店等の領収書の写し(注1をご覧ください。)  
(窓口で確認するため、原本もお持ち下さい。原本は返却します。)
- ③ 購入物品の内訳が分かるもの(複数購入の場合)
- ④ 整備場所の位置図  
(ゼンリン地図の複製を添付する場合には、「地図複製利用許諾証紙」が必要です。)
- ⑤ 整備前および整備後の写真
- ⑥ 設計書(既製品購入の場合は不要)

(注1) 領収書の注意点

- ・宛名は補助金の申請団体名で記入してもらってください。
- ・整備の内容・購入物品の名称の記載が必要です。

### 4) 市から補助金等交付決定通知書を受け取る (後日郵送)

### 5) 市へ請求書類を提出

【提出書類】※3)の手続きの際に、前もってお預かりすることもできます。

- ⑦ 周南市ごみ収集場所整備費補助金交付請求書
- ⑧ 口座振込の場合は、通帳の写し  
(口座のお名前がカタカナで記入してあるページを添付して下さい。)

### 6) 補助金の受け取り

指定口座への振り込み、または希望窓口での現金払い

【手続窓口・問合せ先】

本庁舎 2階 リサイクル推進課 ☎(0834)22-8303  
新南陽総合支所 市民福祉課 ☎(0834)61-4103  
熊毛総合支所 市民福祉課 ☎(0833)92-0036  
鹿野総合支所 市民福祉課 ☎(0834)68-2333  
※各支所に書類を提出することもできます。



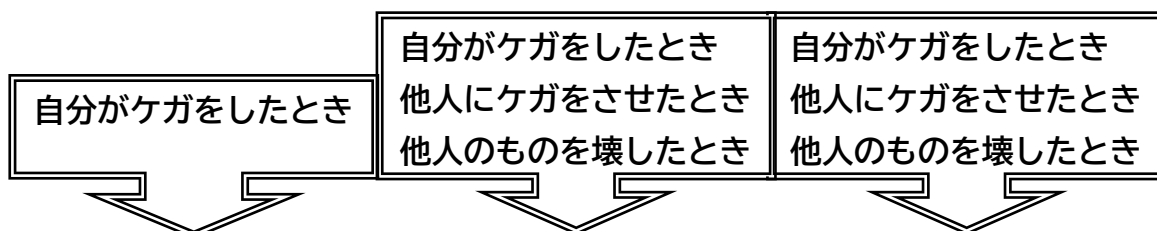
### 保険制度について

自治会で行う清掃活動等の奉仕活動中の方が、突発的な事故によってケガなどをされた場合等、次の表のような様々な保険制度が活用できます。

#### 【様々な保険制度の概要】

よく「保険があるから大丈夫！」という言葉を聞きます。

しかし、保険とは、あくまで負担を軽減するものであり、全てを補償するものではありません。そのため、事故を未然に防ぐこと、複数の保険加入や活用を検討しておくことが安心につながります。



保険名称	市民総合賠償補償保険	市民活動保険	ボランティア活動保険
問合せ 連絡先	施設マネジメント課 財産管理担当 (0834)22-8281	地域づくり推進課 地域づくり支援担当 (0834)22-8412	周南市社会福祉協議会 本部業務課 (0834)22-8721 又は、各支部
保険掛金	周南市が負担		2025年度 350円 (基本プラン) 500円 (天災・地震補償プラン)
対象となる 活動	<p>◆次の条件で行われる社会奉仕活動</p> <p>①市道や公園等、市の公共施設で実施</p> <p>②無報酬で労力の提供がなされていること</p> <p>③市に活動を事前承認された団体の管理下（要届出）、あるいは市の管理下で行われるものであること</p> <p>④参加人数や実施場所が確定しているものであること</p>	<p>◆市民活動団体が行う活動で、次の条件を満たすもの</p> <p>①公共の利益を目的とした自主的なもの</p> <p>②計画的なもの</p> <p>③無報酬（実費弁償程度を含む）のもの</p> <p>④政治、宗教又は営利を目的としないもの</p> <p>⑤自助や親睦を目的としないもの</p> <p>⑥職場等の行事でないもの</p>	<p>◆国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献するボランティア活動」で、次のいずれかに該当する活動</p> <p>①グループの会則に則り企画、立案された活動であること （グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です）</p> <p>②社会福祉協議会に届け出た活動であること</p> <p>③社会福祉協議会に委嘱された活動であること</p>

保険名称	市民総合賠償補償保険	市民活動保険	ボランティア活動保険
補償内容	◆死亡給付金 500万円 ◆後遺障害給付金 20～500万円 ◆入院補償給付金 1～15万円 (日数による) ◆通院補償給付金 5千円～6万円 (日数による)	【傷害補償】 ◆死亡補償 500万円 ◆後遺障害補償 死亡補償の3～100% ◆入院補償 日額3,000円 ◆手術補償 入院補償の10～40倍 ◆通院補償 日額2,000円 【賠償補償】 ◆身体賠償 1名あたり限度額 6,000万円 1事故あたり限度額 3億円 ◆財物賠償 1事故あたり限度額 500万円 ◆保管物賠償 1事故あたり限度額 300万円 ※自己負担額は5千円  ※保険期間中の上限額 及び上限日数等あり	【傷害補償】 ◆死亡保険金 1,040万円 ◆後遺障害保険金 限度額1,040万円 ◆入院保険金 日額6,500円 ◆入院中の手術保険金 65,000円 ◆外来の手術保険金 32,500円 ◆通院保険金 日額4,000円 【賠償補償】 ◆対人・対物賠償 限度額5億円 【特定感染症補償】 ◆葬祭費用 実費(限度額300万円) ◆後遺障害保険金 ◆入院保険金 ◆通院保険金 傷病補償の各保険金額
事前手続き	◆「 <u>社会奉仕活動届出書</u> 」を事前提出、市の承認が必要。通年継続活動であっても、年1回、年度当初または活動前に提出が必要。	不 要	◆所定の「加入申込書」に必要事項を記入・捺印の上、保険掛金を持参して上記連絡先に提出・申込み。
事故後手続き	速やかに連絡	20日以内の事故報告	30日以内に事故報告

※それぞれの保険について、詳しい内容は次ページ以降に記載しています。

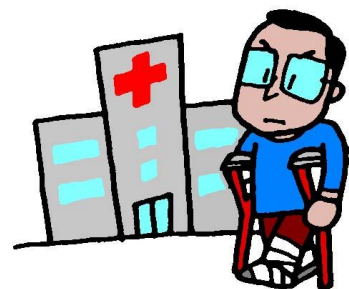
## (1) 市民総合賠償補償保険

自治会やボランティア団体等が社会奉仕活動を行う際に、下記の条件で実施前に市へ届け出て承認されれば、突発的な事故による死亡、後遺障害、入院・通院に対して、保険の範囲内で補償金をお支払いします。

### 【社会奉仕活動としての条件および手続き】

#### ① 活動条件

- ・活動場所は市が本来維持管理すべき公共施設等であること。  
※市の管理外の私有地等は対象外です。
- ・無報酬で行われる活動であること。
- ・労力の提供がなされていること。
- ・市に活動を承諾された団体の管理下(要届出)あるいは市の管理下で行われるものであること。
- ・参加人数や実施場所が確定しているものであること。  
※学校、幼稚園及び保育園の管理下で行われる社会奉仕活動は対象外。



#### ② 手続き手順

事前に責任者が「社会奉仕活動届出書」に必要事項を記入の上、施設マネジメント課、総合支所もしくは支所に持参、または施設マネジメント課に郵送してください。

※通年継続活動であっても、毎年1回、年度当初または活動前に提出をお願いします。

ただし、活動範囲や活動内容が変更になる場合は、再度提出してください。



市が届出書を確認し、活動を承認します。



事故が発生した場合、速やかに状況報告の上、「事故報告書」を施設マネジメント課に提出してください。



保険会社が事故状況を審査し、補償対象となれば、治癒後または傷病固定後に補償金を支払います。ただし、補償期間は、事故発生から180日間です。



【給付基準】

区 分	給 付 額
死 亡 給 付 金	5,000,000 円
後 遺 障 害 給 付 金	200,000 円～5,000,000 円
入 院 補 償 給 付 金	入院日数 1 日以上 5 日まで 10,000 円
	入院日数 6 日以上 15 日まで 30,000 円
	入院日数 16 日以上 30 日まで 60,000 円
	入院日数 31 日以上 60 日まで 90,000 円
	入院日数 61 日以上 90 日まで 120,000 円
	入院日数 91 日以上 150,000 円
通 院 補 償 給 付 金	通院日数 1 日以上 5 日まで 5,000 円
	通院日数 6 日以上 15 日まで 10,000 円
	通院日数 16 日以上 30 日まで 30,000 円
	通院日数 31 日以上 60 日まで 45,000 円
	通院日数 61 日以上 60,000 円

【手続窓口・問合せ先】

本庁舎4階 施設マネジメント課 財産管理担当 ☎(0834)22-8281

## (2) 市民活動保険

市民活動中の本人のケガや、誤って他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまった場合などの補償制度です。

### 【対象になる市民活動】

- ・地域社会活動  
例) 地域清掃活動・地域行事、市広報誌等の配布、自主防災活動など
- ・社会福祉活動  
例) 家庭訪問・家事支援・生活介助、託児ボランティア等の子育て支援など
- ・青少年健全育成活動  
例) 子ども会・PTA活動、地域パトロール等の見守り活動など
- ・社会教育活動  
例) スポーツ・レクリエーションの指導・普及、老人クラブ等の活動など
- ・保健衛生活動  
例) 食生活改善活動、病気予防活動など
- ・環境美化・保全活動
- ・国際交流・協力活動

### 【対象にならない活動】

- ・学校の管理下で、園児、児童、生徒又は先生が行う活動
- ・山岳・海難救助活動、災害救助活動等の緊急時での活動
- ・危険度の高い活動
- ・日本国外での活動



### 【保険適用外の事故】

- ・対象者の故意又は重大な過失による事故
  - ・地震、噴火、洪水、津波等の自然災害による事故
  - ・対象者がけい部症候群（むちうち）、腰痛その他の症状を訴える場合で、それを裏付ける医学的根拠のないもの
- ※その他、保険契約に適用される各種約款および特別条項等により、適用されない場合があります。

※事前に登録や申請は必要ありませんが、万一事故が起きた場合は、早急に下記までご連絡ください。(事故発生後20日以内に手続きが必要です。)

### 【手続窓口・問合せ先】

本庁舎2階 地域づくり推進課 地域づくり支援担当 ☎(0834)22-8412

## ◇◆ 市民活動保険 適用事故発生状況 ◇◆

### ◆周南市での事故状況

平成17年度創設より令和7年1月末現在、62件が保険適用されました。

そのうちの54件が草刈機による事故で、主な事故内容は、小石等の飛散による物損事故が53件であり、1件が重大な人身事故でした。

【直近3年間の状況】

年度	事故件数	被害内容
令和4年度	1件	市民活動中の不慮の事故による活動者の傷害
令和5年度	5件	市民活動中の不慮の事故による活動者の傷害 草刈作業で小石が飛散し、駐車車両のガラス破損
令和6年度 (令和7年 1月末現在)	3件	市民活動中の不慮の事故による活動者の傷害 草刈作業で小石が飛散し、駐車車両のガラス破損



草むらに隠れた小石等の飛散による事故がほとんどです！  
保険の補償範囲を超える場合、加害者が不足分を負担することになります。



善意による作業で、誰かがケガをしたり、物が壊れたりすると、活動の継続に影響を与える可能性があります。

全員が気持ちよく、そして安全に作業するためにも、草刈り機を使用する際は、小石の飛散防止対策や、一人で作業しない等、十分な注意が必要です。

### (3) ボランティア活動保険

保険加入者が、ボランティア活動中に起こる様々な事故による自分自身のケガや損害賠償責任を、保険の範囲内で補償されます。

#### 【対象になるボランティア活動】

「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、次の①～③のいずれかに該当する活動。

- ① グループの会則に則り企画、立案された活動であること。  
(グループが社協にボランティア登録されていることが必要です。)
- ② 社会福祉協議会に届け出た活動であること。
- ③ 社会福祉協議会に委嘱された活動であること。

#### 【対象にならない活動】

- ・ 自発的な意思による活動とは考えにくいもの  
例) ● 学校管理下にある先生、生徒のボランティア活動  
● 道路交通法違反者への行政処分としてのボランティア活動  
● 免許、資格、単位取得やインターンシップを目的としたボランティア活動
- ・ ボランティア団体、グループの構成員の親睦のための活動  
例) ● 団体の懇親会、レクリエーション
- ・ P T A、自治会、町内会、老人クラブ、子ども会など、ボランティア活動以外の目的でつくられた団体・グループの事業(組織活動)や団体構成員の親睦のための活動  
例) ● 団体の当番制、輪番制の活動、団体の総会、レクリエーション
- ・ 有償のボランティア活動(交通費、昼食代、活動のための原材料費などの実費弁償としての支給は無償とみなします。)  
例) ● 報酬が時給・日給・月給などで支払われる場合など  
⇒ 「福祉サービス総合補償」をご利用ください。
- ・ 自宅で行う活動
- ・ 企業等の営利事業の一環として行う活動や、業務出張等を含む業務として行うボランティア活動
- ・ 企業活動、プロスポーツチーム、音楽イベント等のサポートのためのボランティア活動
- ・ 保険上対象外となっているボランティア活動  
例) ● 海難救助または山岳救助ボランティア活動  
● 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動  
● 野焼き・山焼きを行う、またはチェーンソーを使用する森林ボランティア活動など

※事前に保険加入が必要です。万一事故が起きた場合は、早急に下記までご連絡ください。

## ～ Q&A ～

Q1 町内会での清掃活動や地域の見まわり活動は、対象になりますか？

A1 町内会活動とは別に、町内会の有志が行う清掃活動や見まわり活動は対象になります。ただし、町内会で当番制・輪番制などで清掃活動を行うことを決定しているような場合は、その活動自体は自発的な活動とは言い難く、町内会活動の一部と判断できるため、対象外となります。自治会やPTAも同じです。

Q2 自治会、青年団などで組織する自主防災組織(初期防火活動など)は加入対象になりますか？

A2 自治会、青年団などの中から自発的な意思により組織されたものであれば、加入対象になります。

Q3 自治会のボランティアグループで防犯活動をしています。防犯ボランティア会議は補償の対象になりますか？

A3 ボランティアによる会議は対象になりますが、自治会の定例会議などにあわせて行う防犯ボランティア会議は、自治会の会議と区別できないところがあるため対象になりません。

### 【手続窓口・問合せ先】

- ・周南市社会福祉協議会 本部業務課（速玉町 3-17 徳山社会福祉センター内）  
☎(0834)22-8721
- ・各支部 新南陽支部（古川町 1-17） ☎(0834)62-4981  
熊毛支部（熊毛中央町 3-7） ☎(0833)92-0027  
鹿野支部（大字鹿野上字サヤノ原 10910） ☎(0834)68-2998



## その他の支援制度について

市では、補助金制度、保険制度以外にも、自治会等による地域での活動に対して、各種の支援制度を設けています。

### (1) 道路反射鏡(カーブミラー)の原材料支給

市道と私道(農道・林道・法定外公共物は除く)・私道と私道等の交差点等における安全確保のため、自治会が行う道路反射鏡(カーブミラー)設置に対して原材料支給を行います。

※予算に限りがあるため年度途中で支給を締め切ることがありますので、事前に 手続き窓口にご確認ください。

#### 【支給条件】すべての条件を備えること

- ① 交差点等で見通しが悪く、道路反射鏡を設置するほかに安全の確保が困難な箇所であること。
- ② 交通事故の危険性が大きい箇所、または現に交通事故が多発している箇所であること。
- ③ 道路反射鏡利用側の道路が行き止まりでなく通過車両の多い箇所、または道路反射鏡の利用が概ね20世帯以上見込める箇所であること。
- ④ 設置場所が確保できること。  
(国道・県道・市道・法定外公共物敷内であれば道路占用許可を受けることができること。)
- ⑤ 道路から道路を視認する場合のものであること。  
(特定の施設や駐車場の出入りだけに利用する場合でないこと。)
- ⑥ 設置後、自治会で責任をもって維持管理ができること。

#### 【特例】

地域の状況により、特に交通安全対策上必要と認めた場合。

#### 【手順手順】

##### ① 設置の相談

自治会で設置希望場所を調整及び設置希望場所の所有者(民地なら土地所有者、電柱共架であれば電柱の所有者等)への設置許可を得た上、自治会長から担当課に事前にお問い合わせください。

お問い合わせ後、担当課にて要件確認し、ご連絡します。

##### ② 申請書の提出

「道路反射鏡支給申請書」、「誓約書」及び必要書類(設置場所が民地であれば「土地所有者の承諾書」、市道であれば「道路占用許可指令書」など、土地所有者の許可書類等)を添付の上、自治会長名で申請してください。



③ **支給決定**

担当課から自治会長に支給決定について連絡します。

④ **原材料の支給**

自治会長に道路反射鏡等をお渡しします。その際には「道路反射鏡受領書」を提出してください。

⑤ **道路反射鏡の設置**

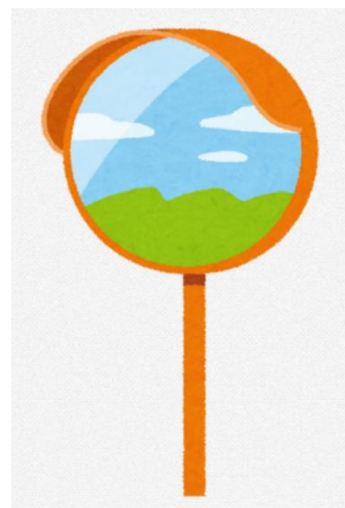
自治会にて道路反射鏡を設置してください。

※支給する原材料は、道路反射鏡・支柱・取付金具等です。

※設置に要する費用は自治会の負担となります。

**【手続窓口・問合せ先】**

本庁舎2階 生活安全課 ☎(0834)22-8240



## (2) 法定外公共物(道路・水路)への原材料支給

### 【法定外公共物(道路・水路)とは】

法定外公共物(道路・水路)とは、周南市が所有し道路法や河川法等の適用を受けない公共物で、公図においては道路が赤色、水路が青色に着色されていることから、通常、赤線や青線と称されている道路や水路などのことです。

こうした法定外公共物の道路や水路については、従来から日常生活に密着し、地域の方々において公共の用に供されていることから、地域の方々に維持管理をしていただいております。

※公図とは法務局に備え付けの地図(不動産登記法第14条地図)

法定外公共物(道路・水路)の保全に努めるために、地域の方々で行われる維持管理に対して支援することを目的に、修繕などに必要な原材料の支給を行うものです。

ただし、予算に限りがあるため年度途中で補助を締め切ることがあります。

※原材料の支給は、現場までの運搬費は含みますが修繕等に係る人件費などは含みません。

### 【原材料支給の対象】

原材料支給の対象となるのは、道路や水路の機能を維持し、維持管理を行うために、関係受益戸数が2戸以上ある道路や水路の修繕などを自治会で行う場合です。

### 【支給の材料】

土 木 資 材	セメント、生コンクリート、砂、クラッシャーラン、コンクリート用砕石、アスファルト合材
コンクリート製品	コンクリート二次製品(側溝・柵類)、コンクリートブロック
そ の 他	管類

※上記以外の支給材料の要望が生じた場合は、別途協議の上可否を決定します。

### 【支給の限度額など】

原材料の支給は原則として、1自治会を単位として、1年度内に20万円を限度とします。なお、災害復旧のために修繕等を行う場合は、1か所当たり40万円を限度とします。

※他の補助金等の併用はできません。

### 【支給の手続き】

- ① 原材料支給申請書に必要な書類を添えて市に提出
- ② 市の担当者による現地確認
- ③ 修繕等の完了確認
- ④ 提出書類 完了届 完成写真(着工前の写真を含む)  
市の担当者による完成確認



◀ 道路については  
こちら



◀ 水路については  
こちら

### 【手続窓口・問合せ先】

徳山・新南陽地域	本庁舎3階	道路課(道路関係)	☎(0834)22-8272
徳山・新南陽地域	本庁舎3階	河川港湾課(水路関係)	☎(0834)22-8561
熊毛地域	熊毛総合支所	産業土木課(道路・水路)	☎(0833)92-0023
鹿野地域	鹿野総合支所	産業土木課(道路・水路)	☎(0834)68-2334

### (3) 法定外公共物維持工事補助金

#### 【法定外公共物(道路・水路)とは】

(2) 法定外公共物(道路・水路)への原材料支給を参照

#### 【補助の目的】

法定外公共物(道路・水路)の保全に努めるために、地域の方々で行われる維持管理に対して支援することを目的に、法定外公共物の維持工事等を行う自治会に対して、工事費の一部を補助するものです。

ただし、予算に限りがあるため年度途中で補助を締め切ることがあります。

#### 【交付対象者】

交付対象者は、自治会とする。ただし、同一年度内の同一箇所に対する補助金の交付は原則1回とする。

#### 【法定外公共物維持工事補助金の対象】

- (1) 現に一般の用に供されている法定外公共物の維持工事であること。
- (2) 法定外公共物に関係する受益家屋が2戸以上あること。
- (3) 法定外公共物の隣接土地所有者又は水利関係者の同意を要すると認められるものについては、それら関係者の承諾を得ていること。
- (4) 他の補助金等の交付を受けて行われる工事ではないこと。

#### 【補助基準】

補 助 額	上 限 額
工事費の100分の70以内	70万円



◀ 道路については  
こちら



◀ 水路については  
こちら

補助額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

#### 【手順手順】

- ① 申請者が「補助金交付申請書」に必要な書類を添えて市に提出。
- ② 申請内容を審査し、「交付決定通知書」を申請者へ通知(※ 通知後に工事を開始)。
- ③ 工事完了後に申請者が「工事完了届」に工事写真等を添えて市に提出。
- ④ 工事竣工確認検査後に「交付確定通知書」を申請者へ通知し、補助金交付。

#### 【手続窓口・問合せ先】

徳山・新南陽地域	本庁舎3階	道路課(道路関係)	☎(0834)22-8272
徳山・新南陽地域	本庁舎3階	河川港湾課(水路関係)	☎(0834)22-8561
熊毛地域	熊毛総合支所	産業土木課(道路・水路)	☎(0833)92-0023
鹿野地域	鹿野総合支所	産業土木課(道路・水路)	☎(0834)68-2334

## (4) 地区道路への原材料支給

### 【原材料支給の目的】

一般交通の用に供している地区道路（私道のうち、以下の支給条件を満たすもの）の保全に努めるために、地域の方々で行なわれる機能管理に対して支援することを目的に、修繕などに必要な原材料の支給を行うものです。

ただし、予算に限りがあるため年度途中で補助を締め切ることがあります。

※原材料の支給は、現場までの運搬費は含みますが修繕等に係る人件費などは含みません。

### 【原材料支給の支給基準】

- (1) 道路幅員（全幅）3メートル以上で縦断勾配16パーセント以内の道路
- (2) 主要道路（軽車両等が通行可能な公道を含む。）に接続し、関係用地の宅地利用率が60パーセント以上で関係戸数10戸以上の道路
- (3) 道路敷地となる部分は、土地所有者の承諾書及び地区代表の確約書が提出できる道路
- (4) 道路内に地下埋設物がある場合は、土かぶり60センチメートル以上ある道路

### 【支給の材料】

土 木 資 材	セメント、生コンクリート、砂、クラッシャーラン、コンクリート用砕石、アスファルト合材
コンクリート製品	コンクリート二次製品（側溝・柵類）、コンクリートブロック
そ の 他	管類、カーブミラー

※上記以外の支給材料の要望が生じた場合は、別途協議の上可否を決定します。

### 【支給の限度額など】

原材料の支給は原則として、1自治会を単位として、1年度内に10万円を限度とします。

※他の補助金等の併用はできません。

### 【支給の手続き】

原材料支給申請書に必要な書類を添えて市に提出

- ① 市の担当者による現地確認
- ② 修繕等の完了確認
- ③ 提出書類 完了届 完成写真（着工前の写真を含む）  
市の担当者による完成確認



### 【手続窓口・問合せ先】

徳山・新南陽地域	本 庁 舎 3 階	道路課(道路関係)	☎(0834)22-8272
熊毛地域	熊 毛 総 合 支 所	産業土木課(道路・水路)	☎(0833)92-0023
鹿野地域	鹿 野 総 合 支 所	産業土木課(道路・水路)	☎(0834)68-2334

## (5) 私道補修工事補助金

一般交通の用に供している私道の補修工事を行う自治会に対して、工事費の一部を補助するものです。

ただし、予算に限りがあるため年度途中で補助を締め切ることがあります。

### 【交付対象者】

交付対象者は自治会とする。ただし同一年度内の同一箇所に対する補助金の交付は原則1回とする。

### 【原材料支給の対象】

- ・現に一般交通の用に供されていること。
- ・幅員が3メートル以上あること。
- ・私道に接する家屋の戸数が5戸以上あり、かつ、私道に接する土地が複数の者により所有されていること。
- ・私道の敷地の全ての地権者及び隣接土地所有者並びに水利関係者の同意を要すると認められるものについては、それら関係者の承諾を得ていること。
- ・一般交通に支障をきたし緊急的な補修を要していること。
- ・他の補助金等の交付を受けて行われる工事ではないこと



### 【補助基準】

補 助 額	上 限 額
工事費の2分の1以内	50万円

補助額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

### 【手続手順】

- ① 申請者が「補助金交付申請書」に必要な書類を添えて市に提出。
- ② 申請内容を審査し、「交付決定通知書」を申請者へ通知（※ 通知後に工事を開始）。
- ③ 工事完了後に申請者が「工事完了届」に工事写真等を添えて市に提出。
- ④ 工事竣工確認検査後に「交付確定通知書」を申請者へ通知し、補助金交付。

### 【手続窓口・問合せ先】

徳山・新南陽地域 本庁舎3階 道路課(道路関係) ☎(0834)22-8272  
熊毛地域 熊毛総合支所 産業土木課(道路・水路) ☎(0833)92-0023  
鹿野地域 鹿野総合支所 産業土木課(道路・水路) ☎(0834)68-2334



◀ホームページ(申請・届出書)  
はこちら

周南市 市道



## (6) 公園・街路樹に関すること

### 【公園利用時のルール】

公園は、小さなお子さんからお年寄りまでみなさんの憩いの場所です。だれもが気持ちよく楽しく利用できるよう次のことを守りましょう。

- ・花を採ったり、木を折ったりしないでください。
- ・ものを壊したり、汚したりしないでください。
- ・ごみは持ち帰りましょう。
- ・火気の使用は禁止されています。
- ・危険な箇所には入らないでください。
- ・他人に迷惑のかかる行為はやめましょう。
- ・広告掲示、宣伝行為はできません。



### 【公園の使用許可について】

行事の開催等のため、公園の一部又は全部を独占して使用する場合は、事前に申請を行い市の許可を受ける必要があります。下記問合せ先で手続きを行ってください。

### 【公園清掃のごみ収集について】

公園清掃（公園内の除草・落葉清掃など）で出たごみは、市が収集しますので、下記問合せ先までご連絡ください。公園清掃用のごみ袋は、下記公園清掃に関するごみ袋配付窓口で配付します。

### 【公園愛護会への支援について】

市では、公園（都市公園及び普通公園）の愛護を目的とし、公園を利用する子どもたちの見守りを行い、あわせて公園清掃等の美化活動を行うボランティア団体を「公園愛護会」として登録し、助成を行っています。詳細については、下記問合せ先までご連絡ください。

### 【公園管理について】

公園についてのご相談（遊具やトイレに不具合がある、園内灯が消えている、枯れ枝や倒れそうな木がある場合など）は、下記問合せ先までご連絡ください。

### 【道路の樹木管理について】

道路の樹木（街路樹）についてのご相談（通行の支障となる枝がある、宅地へ越境しそうな枝がある、枯れ枝や倒れそうな木がある場合など）は、下記問合せ先までご連絡ください。

### 【問合せ先】

徳山・新南陽地域	本庁舎3階	公園花とみどり課	☎(0834)22-8402
熊毛地域	熊毛総合支所	産業土木課	☎(0833)92-0021
鹿野地域	鹿野総合支所	産業土木課	☎(0834)68-2334



【公園清掃に関するごみ袋配付窓口】

徳山・新南陽地域	本庁舎 2 階	リサイクル推進課	☎(0834)22-8303
新南陽地域	新南陽総合支所	市民福祉課	☎(0834)61-4103
熊毛地域	熊毛総合支所	産業土木課	☎(0833)92-0021
鹿野地域	鹿野総合支所	市民福祉課	☎(0834)68-2333



## (7) 市民活動支援センターレンタル備品の貸出

市内のコミュニティ団体、市民活動グループ等が行う事業に必要な備品を無料で貸し出しますので、ご利用ください。

貸出対象者	コミュニティ活動の活性化とふれあいある地域社会の形成を図るため事業等を行う各地区コミュニティ推進組織及びそれに属する団体、市民活動支援センターに登録する市民活動グループ等
手 続 手 順	【使用日の属する月の3ヶ月前から受付可】 ① 在庫備品の電話確認・仮予約 ② 貸出日の5日前までに「借用書」を市民活動支援センターへ提出 ③ 貸出日に市民活動支援センターに来所し、備品を受け取る ④ 使用後は清掃し、市民活動支援センターに来所 ⑤ 職員立会いのもと、市民活動支援センターへ返却
使 用 料	無 料
貸 出 期 間	最長5日間
保 管 場 所	徳山港町庁舎1階 しゅうなん市民活動支援センター
貸 出 備 品	放送機材、分別用ゴミ箱、かき氷機、綿菓子機、寸胴鍋、二重コンロ、フライヤー、ポップコーンマシン、粉碎機（ウッドチップパー）
窓 口 問 合 せ 先	徳山港町庁舎1階（周南市徳山港町1番1号） しゅうなん市民活動支援センター ☎（0834）32-2200

### 【注意】

- ・ 備品は目的以外に使用しないこと。
- ・ 故意又は過失により備品を滅失・き損・汚損した際は、使用者に対して損害賠償を請求することがあります。
- ・ 備品の受け渡しは市民活動支援センターの開館時間内（平日8:30～17:15）となります。



◀ 市民活動支援センター保管のレンタル備品の貸出については  
こちら

## (8) コミュニティレンタル備品の貸出

地域で開催するイベント等において、周南市コミュニティ推進連絡協議会が所有するイベント用のレンタル備品を借りることができます。

### 【貸出対象団体】

地区コミュニティ推進組織及びそれに属する団体

### 【手順手順】

所定の申請書により、各手続窓口へ申込みください。

なお、周南市コミュニティ推進連絡協議会の備品のため、申請者は必ず地区コミュニティ推進組織の長とし、会長印の押印を忘れずをお願いします。

※自治会長名での申請はできませんので、ご注意ください。

### 【港町庁舎保管のレンタル備品】

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| ◆ガーデンテーブル          | ◆発電機（ガソリン式）         |
| ◆ガーデンチェア           | ◆ポップコーンマシン（電気式）     |
| ◆アルミ複合テント（3m×6m）   | ◆綿菓子機（電気式）          |
| ◆テント用加重プレート（10 kg） | ◆かき氷機（電気式）          |
| ◆長机                | ◆フライヤー（ガス式）         |
| ◆トランシーバー           | ◆グリドル鉄板焼き機（ガス式）     |
| ◆三脚（ビデオカメラ用）       | ◆音響機材一式（アンプ、スピーカー等） |
| ◆プロジェクター           | ◆ポータブルアンプセット        |

### 【手続窓口・問合せ先】

周南市コミュニティ推進連絡協議会 事務局

公益財団法人 周南市ふるさと振興財団

☎(0834)33-7701



◀ 港町庁舎保管のレンタル備品の貸出についてはこちら

【鶴いこいの里交流センター保管のレンタル備品】

- |           |           |
|-----------|-----------|
| ◆ワンタッチテント | ◆綿菓子機     |
| ◆アルミステージ  | ◆ポップコーン機  |
| ◆鉄板焼き機    | ◆焼き芋機(ガス) |
| ◆焼き鳥器(ガス) | ◆かき氷機     |
| ◆ガス回転釜    | ◆コーヒーメーカー |
| ◆ガス炊飯器    |           |

【手続窓口・問合せ先】

鶴いこいの里交流センター ☎(0833)92-0003

【ゆめプラザ熊毛保管のレンタル備品】

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| ◆アルミテーブル丸型・角型 | ◆綿菓子機           |
| ◆ガーデンチェア      | ◆ポップコーン機        |
| ◆テント          | ◆焼き鳥器(炭・ガス)     |
| ◆テント(三方幕付)    | ◆グリルブラケットレイン    |
| ◆長机           | ◆かき氷機           |
| ◆パイプ椅子        | ◆焼きまんじゅう機・たこ焼き機 |
| ◆アルミステージ      | ◆焼きいも機          |
| ◆音響セット        | ◆発電機            |
| ◆鉄板焼き機        | ◆缶バッチメーカー一式     |

【手続窓口・問合せ先】

ゆめプラザ熊毛 ☎(0833)92-0002



◀ 鶴いこいの里交流センター  
ゆめプラザ熊毛保管のレンタル  
備品の貸出についてはこちら

## (9)「しゅうなん通報アプリ」の利用について

市が管理する道路、河川、公園などの公共施設の異状箇所を、スマートフォン等のカメラ機能を用いて、現場の状況や位置を簡単に市へ通報が行えるものです。

異状箇所を発見された場合は、この「しゅうなん通報アプリ」を利用し、通報をお願いします。

### ■通報の種類は下記のとおりです。

- ◎ 道路施設の異状箇所 ⇒ 道路課
- ◎ 河川施設 // ⇒ 河川港湾課
- ◎ 公園施設 // ⇒ 公園花とみどり課
- ◎ 不法投棄 ⇒ リサイクル推進課
- ◎ 野犬情報 ⇒ 環境政策課

※通報内容は、各施設担当課へ自動で転送され、状況に応じて対応等行います。

※対応状況等は、「しゅうなん通報アプリ」で確認することができます。

※事故の危険がある等緊急の場合は、従来どおり電話等による通報をお願いします。

### ■野犬情報の通報ができます。

寄せられた情報を、野犬対策に活用します。

野犬の写真、位置情報、目撃時間等具体的な情報をいただくことにより、効果的な対策を行います。

※対応状況をお知らせする機能はありません。

※緊急の場合は、環境政策課に連絡をお願いします。

### 【ダウンロード方法】

「しゅうなん通報アプリ」は iOS、Android に対応しています。

各ダウンロードサイトで、「しゅうなん通報アプリ」で検索または、下記QRコードを利用して下さい。

iPhone版



Android版



### 【問合せ先】

本庁舎3階 道路課 道路維持担当 ☎(0834)22-8272

### 【野犬情報の通報について】

本庁舎2階 環境政策課 生活衛生担当 ☎(0834)22-8322

## (10) しゅうなん出前トーク

市民の皆さんの市政に対する理解を深めていただくため、市職員が直接、皆さんの所へお伺いし、市の施策や事業について分かりやすく説明します。

市政に関する情報を市民の皆さんと共有することで、市民協働のまちづくりを進めていきます。

### 【対象】

市内に在住又は在勤・通学する人で概ね10人以上参加予定の団体やグループ  
小・中学生向けに対応できるテーマもあります。

※営利目的や、政治・宗教活動を目的とした集会、会合などは対象外

### 【開催期間】

毎年テーマを更新し、年間を通じて開催できます。

### 【開催時間や会場】

◎ 平日の午前10時から午後9時の間で、概ね1時間から1時間30分程度

※土・日曜日、祝日を希望の場合、出前トーク実施担当課へご相談ください。

◎ 会場は原則市内の公共施設とし、お申込み団体でご用意ください。

### 【申込方法】

出前トーク実施担当課が準備したテーマから選択され、「しゅうなん出前トーク申込書」を開催希望日の3週間前までに直接、出前トーク実施担当課へお申し込みください。

### ◇出前トークテーマ◇

教育・子育て、生涯学習・人権、地域づくり、安心安全、福祉・健康・医療、都市基盤、産業・観光、環境共生、行政経営など

※詳しくは、学び・交流プラザHP、各総合支所・各市民センターにてご確認ください。

### 【問合せ先】

◇テーマの内容、申し込み : 出前トーク実施担当課

◇周南出前トークの取りまとめ : 周南市学び・交流プラザ ☎(0834)63-1188



◀ 学び・交流プラザ  
ホームページはこちら



◀ 出前トーク  
についてはこちら





## 各種補助制度について

### 4 その他（市からの協力依頼、市への届出、問い合わせ等）

市からの依頼事や市への届出、問い合わせ等を以下のとおり掲載いたしますので、ご協力をお願いいたします。

#### （1）市広報等の配布

市が発行する広報紙（毎月1日発行）と市からのお知らせ文等は、自治会を通じて各世帯へ配布しています。

市広報等は、配布委託業者（ヤマト運輸株式会社）が各自治会長等（文書配布者）へ配送します。市からのお知らせ文等は、市民センター主事等、市職員が直接配送する場合があります。

#### 【配布予定日（令和7年度）】

**原則、前月の26～28日です。**

**※但し、令和8年1月号の配布は12/23、24、25日、  
令和8年3月号は、2/24、25、26日です。**

※天候、道路事情その他により前後することがあります。

※時間や日付の指定はできません。

※クロネコメンバーズに登録されている方は、事前にお知らせメールが届くこともありますが、配達場所や配達時間の変更はできません。

※広報の配送をスムーズに行うため、箱・専用ポスト・棚などを、玄関などの分かりやすい場所に設置していただきますよう、ご協力をお願いします。設置がない場合、床に直置きすることがありますのでご了承ください。

#### 【問合せ先】

本庁舎4階 広報広聴課 ☎(0834)22-8232



◀ ホームページからも  
部数・配布先変更ができます

## (2) 広報等配布報償金

市広報や市からのお知らせ等の配布・回覧・掲示を行っていただくことに対する謝礼として、自治会に広報等配布報償金をお支払いしています。

### 【算定方法】

均等割：1自治会につき年額 20,000 円

世帯割：1世帯につき月額 90 円×広報配布世帯数×12 月

※広報配布世帯数は自治会加入世帯数のうち、実際に広報を配布している世帯数を指します。

※前期（9月1日号）、後期（2月1日号）の広報配付世帯数を基準として、年2回に分けてお支払します。

### 【問合せ先】

徳山地域	本庁舎 2 階	地域づくり推進課	☎(0834)22-8412
新南陽地域	新南陽総合支所	地域政策課	☎(0834)61-4215
熊毛地域	熊毛総合支所	地域政策課	☎(0833)92-0008
鹿野地域	鹿野総合支所	地域政策課	☎(0834)68-2331



### (3) 資源物回収報奨金

資源物の回収事業を拡大し、市民の皆様にごみの減量・資源化に対する意識を深めてもらうための制度です。

資源物の回収事業を自主的に活動し、営利を目的としていない団体が市に登録することで、活動した団体に対し報償金を交付しています。

対象となる資源物は、紙類、衣類、金属類、びん類、ペットボトルの5種類で、回収重量1 kgあたり4円の報奨金を交付します。

報奨金の例：新聞 150 kg、アルミ缶 30 kgを回収した場合

$$\dots 150 \text{ kg} + 30 \text{ kg} = 180 \text{ kg}$$

$$180 \text{ kg} \times 4 \text{ 円} = 720 \text{ 円の報奨金となります。}$$

#### 【手順】

##### ① 団体登録

- 〔提出書類〕 ・『周南市資源物回収団体登録届出書』  
・『口座振込依頼書』※「現金払」の場合は提出不要。

##### ② 資源物回収登録業者へ連絡

「団体名・代表者名・連絡先・収集日時・収集場所・集める資源物の種類」を業者へ伝えます。（市へ回収登録をしている業者のみ。ただし、びん類を扱う酒屋は登録対象外のため、どの店でも構いません。）

##### ③ 集団回収を実施

実施後に業者から、集めた資源物の『取引伝票』が発行されます。『取引伝票』には登録団体名、実施日、品目ごとの重量が必要です。

##### ④ 市へ申請書類を提出

- 〔提出書類〕 ・『周南市資源物回収報奨金交付申請書』  
・『取引伝票（請求用）』

時期	資源物回収実施日	申請書類提出期限	支払予定
第1期	4月1日～6月30日	7月中旬	8月
第2期	7月1日～9月30日	10月中旬	11月
第3期	10月1日～12月31日	1月中旬	2月
第4期	1月1日～3月31日	3月31日	5月

※必ず3月31日までに提出してください。提出期限を過ぎると報奨金の支払いができません。（第1期～第3期分も、3月31日までに提出があれば支払い可能です。）

⑤ 報奨金お支払い

報奨金支払い手続きが完了したら、市から通知が届きます。

現金受け取りの場合は、ハガキサイズの通知書を同封します。報奨金受け取りの際はハガキサイズの通知書と代表者様の印鑑が必要です。

【手続窓口・問合せ先】

本庁舎 2階 リサイクル推進課 ☎ (0834)22-8303

新南陽総合支所 市民福祉課 ☎ (0834)61-4103

熊毛総合支所 市民福祉課 ☎ (0833)92-0036

鹿野総合支所 市民福祉課 ☎ (0834)68-2333

※各支所に書類を提出することもできます。



◀ ホームページ  
(届出書・登録業者一覧など)  
はこちら

周南市 資源物回収



#### (4) クリーンリーダーについて

市では、家庭から出されるごみの減量化や資源化を進めていますが、出されるごみの中には再利用できるものが含まれていたり、分別されずに出されているなど多くの問題を抱えています。

ごみ問題の解決には、市民一人ひとりの協力が必要であり、地域ぐるみの積極的な取り組みによる意識の高まりが必要となります。

クリーンリーダーの皆さんには、地域でのごみ問題に対してのリーダーとして活動していただき、快適な環境づくりに市と一緒に取り組んでいただきます。

#### 【クリーンリーダーの選出】

クリーンリーダーは自治会から公募または推薦などにより1人選出していただき、市長が委嘱をします。任期は1年で、再任することもできます。

#### 【クリーンリーダーの活動と報告】

クリーンリーダーは、“地域のごみ問題のリーダー役”そして“自治会と市のパイプ役”を担っていただき、地域の実情に応じた活動を行っていただきます。

また、クリーンリーダーが取り組まれた自治会での活動について「クリーンリーダー活動報告書」を作成し提出していただきます。

#### < 活動例 >

##### ○ごみの減量化と資源化の推進

- ・「家庭ごみコンポスト化事業補助金」制度活用の啓発を行う。
- ・「資源物回収報奨金」制度活用の啓発を行う。
- ・自治会でごみ問題の「しゅうなん出前トーク」を受講する。

##### ○ごみの適正な排出等の指導や啓発

- ・正しいごみの分け方や出し方の呼びかけや指導を行う。
- ・ごみカレンダーの周知や啓発看板の設置をする。

##### ○地域の環境美化の推進

- ・ごみステーションの清掃や維持管理をする。
- ・自治会一斉清掃の呼びかけを行う。
- ・不法投棄ごみを発見した場合、市へ通報する。

#### 【報償金】

クリーンリーダーが取り組まれた地域での活動に対して、自治会へ報償金を交付します。交付額は、1自治会につき年額「5,000円 + 世帯数×50円」です。

#### 【手続窓口・問合せ先】

本庁舎 2階	リサイクル推進課	☎(0834)22-8303
新南陽総合支所	市民福祉課	☎(0834)61-4103
熊毛総合支所	市民福祉課	☎(0833)92-0036
鹿野総合支所	市民福祉課	☎(0834)68-2333

※各支所に書類を提出することもできます。



◀ ホームページ  
(申請・届出書)  
はこちら

周南市 クリーンリーダー



## (5) 自治会活動に伴う「ごみ」の取扱いについて

自治会活動に伴い排出されたごみは、一般家庭から排出される「家庭ごみ」とは異なり「事業系ごみ（事業活動に伴って排出されたごみ）」となります。  
「事業系ごみ」は排出者自らの責任において適正に処理する必要があります。

### ※事業活動とは

事業活動とは、製造業や建設業、事務所、商店、飲食店、工場、ホテル、農業など営利を目的としたものだけでなく、NPO法人、病院、社会福祉法人など公共公益事業等の活動も含まれます。なお、自治会の活動も事業活動とみなされます。

### 【自治会活動に伴い排出された「事業系ごみ」の処分方法】

- 可燃物（燃やせるごみ、可燃性粗大ごみなど）  
恋路クリーンセンター（下松市大字河内 340 番地）へ自己搬入してください  
☎(0833)43-2636
- 地区清掃活動等により生じたごみ  
市で回収を行います  
下記問合せ先までご連絡ください  
※地域で一斉清掃をされる場合、事前の申請によりごみ袋を提供します。
- その他（上記以外）のごみ  
その他（上記以外）のごみの処分にあたっては、下記問合せ先までお問合せください

### 【問合せ先】

- ・リサイクル推進課                      ☎(0834)22-8303
- ・リサイクルプラザ・ペガサス        ☎(0834)61-0310





## (6)「被災証明願※」に係る確認のお願い

市では、台風や大雨などの災害により、被災された方への「被災証明願」の発行について、被災状況が確認できる写真の添付がないときに、自治会長の災害確認と「被災証明願」への署名・捺印があれば、発行申請を受理できる場合があります。

自治会員の方から自治会長宛に上記の依頼があった場合には、現地確認の上、事実と相違なければ、「被災証明願」への署名・捺印をお願いします。

※「被災証明願」とは、屋根瓦・小屋・自動車・田畑など母屋以外の被害について証明するものです。

「罹災証明書」については、以下の担当部署で発行されます。

- ・ 固定資産税の減免に使用するもの・・・課税課・各総合支所市民福祉課
- ・ 建物火災等の証明に使用するもの・・・消防本部

### 【手続窓口・問合せ先】

本庁舎 4階	防災危機管理課	☎(0834)22-8208
新南陽総合支所	地域政策課	☎(0834)61-4215
熊毛総合支所	地域政策課	☎(0833)92-0008
鹿野総合支所	地域政策課	☎(0834)68-2331



◀ ホームページ(申請・届出書)  
はこちら

周南市 被災証明



## (7) 関係所管課連絡先

各種補助制度等の詳細につきましては、下記の問い合わせ先にご相談ください。

項 目	内 容	問 合 せ 先	
市道の維持管理 市道の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道の路面や側溝等が損傷し、支障がある場合</li> <li>・市道の草刈をされる場合</li> </ul>	道路課 産業土木課(熊毛) " (鹿野)	(0834)22-8272 (0833)92-0023 (0834)68-2334
カーブミラーの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道間又は市道と国道及び県道の交差部への設置(私道間及び赤線市道は除く)</li> </ul>		
街路灯の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街路灯の夜間不点灯又は昼間点灯、損傷のある場合</li> </ul>	道路課	(0834)22-8272
日赤活動資金について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤十字活動資金に関する事</li> </ul>	地域福祉課 市民福祉課(新南陽) 市民福祉課(熊毛) 市民福祉課(鹿野)	(0834)22-8465 (0834)61-4113 (0833)92-0012 (0834)68-2333
共同募金運動について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金に関する事</li> </ul>	社会福祉協議会	(0834)22-2115
社協会費について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民会費に関する事</li> </ul>		
老人クラブについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブ活動に関する事</li> </ul>	老人クラブ連合会 高齢者支援課	(0834)22-8711 (0834)22-8461
野犬について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野犬の捕獲に関する事</li> </ul>	山口県周南環境保健所	(0834)33-6421
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野犬用捕獲器の貸出に関する事</li> </ul>	環境政策課	(0834)22-8322



## (8) その他連絡先

本庁及び各総合支所、各支所等の代表番号を下記のとおり記載いたします。

施設名(愛称)		住所	電話番号
本庁等	本庁舎 2階 地域づくり推進課	岐山通 1-1	(0834)22-8412
	新南陽総合支所 地域政策課	富田一丁目 1-1	(0834)61-4215
	熊毛総合支所 地域政策課	熊毛中央町 1-1	(0833)92-0008
	鹿野総合支所 地域政策課	大字鹿野上 3189-1	(0834)68-2331
支所、支所兼市民センター等	櫛浜支所・市民センター	大字櫛ヶ浜 458	支所 (0834)25-0525
			センター (0834)25-0555
	鼓南支所・大島市民センター	大字大島 1601	(0834)84-0310
	久米支所・市民センター(くめみん)	大字久米 2812-1	(0834)29-0451
	菊川支所・市民センター	大字下上 2146	(0834)62-2801
	夜市支所・市民センター	大字夜市 660-1	(0834)62-2707
	戸田支所・市民センター(さくら)	大字戸田 2845-2	(0834)83-2001
	湯野支所・市民センター	大字湯野 4230-1	(0834)83-2002
	大津島支所・市民センター	大字大津島 1361-4	(0834)85-2001
	向道支所・大道理市民センター (大道理夢求の里交流館)	大字大道理 1332	支所 (0834)88-1800
			センター (0834)88-1830
	長穂支所・市民センター	大字長穂 1691	(0834)88-0401
	須々万支所・市民センター	大字須々万本郷 478-2	(0834)88-0001
	中須支所・市民センター	大字中須南 2557-1	(0834)89-0301
	須金支所・市民センター	大字須万 2427-2	(0834)86-2201
	和田支所・市民センター	大字埤 218	(0834)67-2111
八代支所・鶴いこいの里交流センター	大字八代 826-8	(0833)92-0003	
その他	学び・交流プラザ	中央町 4-10	(0834)63-1188
	新南陽ふれあいセンター	福川南町 2-1	(0834)63-5000
	コアプラザかの	大字鹿野上字サヤノ原 10910	(0834)68-2094



## 周南市自治会ガイドブック

発行 周南市地域づくり推進課

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

TEL (0834)22-8412 FAX (0834)22-8428

E-mail : [kyodo@city.shunan.lg.jp](mailto:kyodo@city.shunan.lg.jp)

